

○福島市・川俣町学校給食センター学校給食物資調達要綱

平成20年7月2日
協議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は福島市・川俣町学校給食センター（以下「給食センター」という。）が、学校給食用物資（以下「物資」という。）の調達等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の登録申請)

第2条 納入業者になろうとする者は、福島市・川俣町学校給食センター協議会が定めた所定の期日までに学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）を、福島市・川俣町学校給食センター協議会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する登録申請書には、必要に応じ次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 食品衛生監視票（写）
- (2) 保健所の営業許可証（写）
- (3) 主な販売先調書
- (4) 事業所、製造所及び倉庫の所在地と見取図
- (5) 納税を証明する書類（市町村民税及び法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の直前1年における納付済みを証する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める書類

(登録審査基準)

第3条 納入業者として登録する場合の資格審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 福島市・川俣町内又は県北地域に事業所、営業所等を有すること。
- (2) 納入物資について、良質、廉価、規格等学校給食の趣旨を理解し、誠実な納入ができること。
- (3) 物資の取り扱いについては、特別衛生上に留意し、特に製造加工業にあっては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、包装輸送その他衛生上の必要な施設が完備され、適切に管理されているなど、食品に関する法律や規定が遵守されていること。保健所の食品衛生監視点が80点以上であること。
- (4) 物資の納入については、発注に対し必要な衛生的で温度管理等の適正な輸送施設を有し、指示どおりの期日、時刻、場所に所定量を必ず納入できること。
- (5) 確実な資本金で経営され、取引先が確実であること。
- (6) 2年以上同種の営業を継続していること。
- (7) 仲介業でないこと。
- (8) 納税義務が遂行されていること。

2 青果物類の川俣町内及び福島市飯野地区内生産者団体については、地産地消の推進の観点から前項の規定にかかわらず、協議会長が認める者を納入業者として登録

することができる。

(名簿登録)

第4条 納入業者の登録を決定したときは、学校給食用物資納入業者登録名簿（様式第2号。以下「登録名簿」という。）を作成し、公表するものとする。

2 前項の登録名簿の登録有効期間は、2会計年度とする。

3 第1項の規定により登録名簿を作成したときは、物資納入業者に、学校給食用物資納入業者登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、すみやかに誓約書（様式第4号）、納入しようとする物資の見積書及び栄養分析試験結果書等並びに見本等を協議会長に提出する。ただし、青果物等は見積書等の書類は除くことが出来る。

(追加登録)

第5条 前条による納入業者の登録をした翌年度において、納入業者の追加登録をすることができるものとする。

2 前項の追加登録の登録有効期限は、1会計年度とする。

(登録の取り消し)

第6条 協議会長は、物資納入業者が次のいずれかに該当したときは、名簿登録を取り消すことができる。

(1) 衛生管理上不備な物資、粗悪物資又は不良品を納入したとき

(2) 職員の指示を遵守しなかったとき

(3) 保健所の食品衛生監視により、登録審査基準である監視点が80点以下になった場合又は営業停止等の処分を受けたとき

(審査会)

第7条 納入業者の登録を厳正に行うため、学校給食用物資納入業者登録審査会（以下「審査会」という。）を置く。審査会の設置等に必要な事項は別に定める。

(物資購入の方法)

第8条 給食センターは、翌月分の物資使用概算数量を登録業者に通知する。

(1) 事前に提出された見積書等から使用物資を決定し、該当登録業者に納入日時を指定した「学校給食用物資納入指示書」を週単位で送付する。

(2) 業者はこの指示書に基づいて納品伝票を作成し、同時に納入しなければならない。ただし、給食人数に異動を生じた場合は、別の発注書をもって納入を指示する。

(3) 納入業者は隨時、給食センターの求めに応じ、見積書、栄養分析試験結果書及び見本等の提出に応じなければならない。

(4) 特殊な品目又は数量僅少、あるいは緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、特定の登録業者を指定して、又は登録業者以外に発注することができる。

(5) 物資の納入価格は、原則見積価格（青果物等は除く）による。ただし、物価の急激な変動により見積価格が著しく不適当となったときは、双方協議のうえ市場の実情を参照して金額及び内容を変更することができる。

(6) 給食センターへの納入区分は次のとおりとする。ただし季節によって変更することがある。

納入区分	納入時間	納入品目
当日納入	8:00～ 9:00	青果物類、魚肉類、卵、いも類、豆腐類
前日納入	13:00～16:00	冷凍食品類、缶詰類、豆、塩乾物類
随時納入	13:00～16:00	砂糖、食油、酢、醤油、調味料、その他

(7) 直接学校に納入を指示した物資の納入時間等は、協議のうえ決定する。

(8) 納入物資の検査及び検収は、納入伝票と現品及び指示書と照合し、確認するとともに見本と現品と価格及び量目・鮮度・汚染状態を検査し、基準に合格した物資について、納品伝票に検収受領印を押印し業者に渡すものとする。

(9) 給食センター所長は、納入後といえども、数量不足又は不良品その他不適格品と認めたときは、これを補填及び取替え又は返却することができる。

(物資の検収基準)

第9条 物資の検収基準は次のとおりとする。

(1) 農林水産省規格に記載される品物については、検査証を納入時に付加し検収を受けること。

(2) 肉類、塩乾魚類、乾物類、豆製品、小麦粉製品類については、契約時等の見本等をもって検収する。

(3) その他の物資は、事前に品質保証等を明らかにする書面、見本等により承認・指示されたものを検収する。

(4) 包装品、塩乾魚類、乾物類、調味料、香辛料品類は容器込みとして検収する。

(5) 物資の受け渡し方法は、品目毎に指示又は相互協議する。

(6) 物資の品質等に関する必要な事項は、「給食用物資納入基準書」に定める。

(7) その他必要な事項は、給食センター所長の指示によること。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行前に、廃止前の川俣町・飯野町学校給食センター協議会において登録決定された納入業者は、この訓令によって決定されたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

学校給食用物資納入業者登録申請書

福島市・川俣町学校給食センター学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、福島市・川俣町学校給食センター学校給食物資調達要綱第2条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年　　月　　日

福島市・川俣町学校給食センター協議会長 様

住　　所

(所在地)

ふりがな

商号又は名称

代表者職氏名

印

電　話　(　　)　　—

FAX (　　)　　—

1 納入希望品目（対象品目の記号に○を付けてください。）

ア、食肉及び加工品 イ、青果物 ウ、魚介類及び加工品 エ、冷凍食品 才、乳
製品及びデザート 力、油・酒・調味料及び香辛料 キ、豆腐・蒟蒻 ク、穀類・
乾物・缶詰 ケ、鶏卵 コ、その他弊社の特色ある推奨品()

2 営業状況

ア 創業年月日 年 月 日

イ 資本金 千円

ウ 従業員

事務関係	営業関係	製造関係	輸送関係	その他	計

3 輸送能力

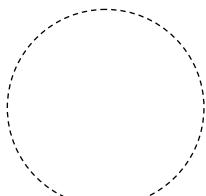
ア 輸送用自動車 台 (うち保冷車 台)

イ 学校給食センターまでの所要時間 分

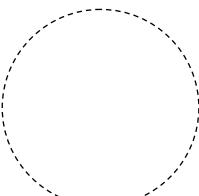
4 取引金融機関

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
		1 普通 2 当座		(フリガナ)

5 使用印鑑届 見積、納品、請求時に次の印鑑を使用します。



(使用印鑑)



(使用社印)

6 添付書類

- ① 食品衛生監視票（写し）
- ② 保健所の食品営業許可証（写し）
- ③ 主な販売先調書
- ④ 営業所、製造所及び倉庫の所在地及び見取図
- ⑤ 納税証明書

注① 複数の店舗等で結成された納品組合等は加入する全ての店舗について、添付願います。

注② 添付書類は営業業態に合わせ提出ください。

様式第2号(第4条関係)

學校給食用物資納入業者登錄名簿

年度

様式第3号(第4条関係)

学校給食用物資納入業者登録通知書

住 所

会社(店)名

氏 名

貴社(団体・店)を 年度学校給食用物資納入業者として登録決定しましたので、福島市・川俣町学校給食センター学校給食物資調達要綱第4条第3項の規定により通知いたします。

登録番号第 号

年 月 日

福島市・川俣町学校給食センター協議会

会長 川俣町長 印

様式第4号(第4条関係)

誓 約 書

学校給食用物資納入業者として、学校給食を理解し、下記事項について絶対厳守いたしますとともに万一違反による指定の取消しについても異議の申立てはいたしません。もちろん、貴協議会に御迷惑をおかけいたしません。

記

- 1 提出見本・見積書のとおり内容、品質、量目の正確を期すること。
- 2 指定の日時に納入すること。
- 3 一部でも違反する製品を納めた節は、その代金を請求することなく、新品と交換又は返品を受け、貴協議会に御迷惑をおかけした全責任を負うこと。
- 4 工場、事業場の設備の衛生管理及び家族、従業員の充分な健康管理に努めるとともに指示に従うこと。
- 5 その他給食センター所長の指示に従うこと。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

福島市・川俣町学校給食センター協議会長 様

住 所

会社(店)名

氏 名

印